第7回評価委員会(平成22年2月3日開催)でいただいた主な意見

《評価の考え方について》

評価結果の活用について

評価委員会が法人に勧告を行った場合,通常行う意見・指摘に対する法人の努力義務と勧告を行った際の努力義務は違うのか。勧告があったときの法人への義務は基本方針に記載しなくていいのか。

「評価結果の活用」には評価委員会から指摘・意見があった場合に,改善計画を示す といった法人の対応についても記載しておくべき。

勧告は法令違反などがあった場合に出される。質によっては倫理違反等も勧告になるが,その点は評価委員会が決定する。改善は勧告も含んでいるように考える。

自己評価について

自己評価を行う際には,各病院の現場の声が反映された自己評価にすべき。

質的な評価項目によっては,はっきりとできた・できないといった評価がしにくい場合がある。自己評価は強み,弱みがはっきり分かるように自己点検したうえで記載されるべき。今後の課題が分かるように。

自己評価をする際の前提条件, またウエイト付けを行う際の考え方をわかるようにしておく。

ウエイト付けを行うことは難しく,何年か実際にやってみないと分からない。また自己評価はできるだけ多くの現場職員で行う。また,評価を記述する際,評価内容は簡潔に記載するべき。

委員会評価について

各評価委員の評価判断が違う場合の意見集約はどうするのか。評価の流れについては 第9回の委員会で出た自己評価について各委員それぞれで評価を行い,集約を行うの か。

専門的な評価は難しい。委員によって専門分野が違うが,評価を行うにあたっては, 形式に流れずに十分な意見交換を行うことが必要。また,結果に至ったプロセスも考 慮すべき。評価項目の重要性・優先性・難易度を考えてウエイト付けをする。

評価対象としては2病院あるだろうが,病院毎に考えるのかもしくは総合的に考えるのか。

国立病院機構は個々の評価を踏まえ、全体評価を行っている。参考にしてはどうか。

【追加意見】

実施要領の中に「特筆すべき」や「特色のある」という言葉が使われているが,全て同じだと考えていいのか。

業務運営の改善その他の勧告を行った際の市民への公表について

市民への公表方法(手段・内容)はどう行うのか。